



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

形質変更時要届出区域の指定（環境保全課）	1
土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課）	1
道路の区域の変更（道路管理課）	2
基本測量の実施の通知（道路管理課）	3
公共測量の実施の通知（道路管理課）	3

公 告

都市計画の変更の案の縦覧（都市計画・モノレール課）・4件	3
市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課）	4

告 示

沖縄県告示第279号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和4年8月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定する形質変更時要届出区域 中城村字泊伊那具原509番2の一部
- 2 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

沖縄県告示第280号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおりうるま市与那城宮城島上原土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和4年8月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	大屋政善	うるま市与那城上原112番地
理事	大屋朝勇	うるま市与那城宮城644番地1
理事	名城康雄	うるま市与那城宮城110番地
理事	登川清太郎	うるま市与那城池味1015番地
理事	登川俊光	うるま市与那城池味920番地
理事	上地安光	うるま市与那城桃原274番地
理事	桃原眞徳	うるま市与那城桃原130番地

理事	宮里正秀	うるま市与那城上原6番地
監事	東泊正輝	うるま市与那城上原14番地
監事	桃原隆	うるま市与那城桃原46番
監事	眞榮喜正吉	うるま市与那城池味1012番地
監事	名護徹	うるま市与那城宮城96番地

任期 令和4年6月17日から令和8年6月16日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	大屋政善	うるま市与那城上原112番地
理事	大城朝勇	うるま市与那城宮城644番地 1
理事	新屋春栄	うるま市与那城上原373番地
理事	名城康雄	うるま市与那城宮城110番地
理事	登川清太郎	うるま市与那城池味1015番地
理事	登川俊光	うるま市与那城池味920番地
理事	土地安光	うるま市与那城桃原274番地
理事	桃原眞徳	うるま市与那城桃原130番地
監事	根保幸徳	うるま市与那城宮城739番地
監事	東泊正輝	うるま市与那城上原14番地
監事	桃原隆	うるま市与那城桃原46番地
監事	眞榮喜正吉	うるま市与那城池味1012番地

沖縄県告示第281号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、令和4年8月2日から同月15日まで一般の縦覧に供する。

令和4年8月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 6号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	読谷村字大木大木原427番2から 読谷村字楚辺東原1047番まで	14.4m ～ 16.4m	226.0m
新	読谷村字大木大木原427番2から 読谷村字楚辺東原1047番まで	14.6m ～ 18.5m	226.0m

沖縄県告示第282号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和4年8月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 基本測量を実施する地域 那覇市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町及び八重瀬町
- 2 基本測量を実施する期間 令和4年9月9日から令和5年3月31日まで
- 3 作業種類 基本測量（航空レーザ測量による高精度標高データ整備）

沖縄県告示第283号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年8月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 北谷町字砂辺地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和4年7月1日から同年10月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、中部広域都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和4年8月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 1・5・1号池武当インター線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 沖縄市松本七丁目、知花四丁目、知花三丁目及び字知花
- 3 縦覧期間 令和4年8月2日から同月16日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び沖縄市建設部都市整備室
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課又は沖縄市建設部都市整備室

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、中部広域都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和4年8月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 3・2・2号池ン當線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 沖縄市美里六丁目、字美里、字白川、松本七丁目、字松本、松本六丁目、松本五丁目、知花三丁目及び知花二丁目
- 3 縦覧期間 令和4年8月2日から同月16日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び沖縄市建設部都市整備室
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課又は沖縄市建設部都市整備室

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、中部広域都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和4年8月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 3・2・1号沖縄環状線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 うるま市字前原及び字江洲並びに沖縄市明道一丁目、字松本、美原四丁目、松本二丁目、美原三丁目、美里四丁目、美里五丁目、美里六丁目、松本六丁目、字美里及び八重島二丁目
- 3 縦覧期間 令和4年8月2日から同月16日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び沖縄市建設部都市整備室
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課又は沖縄市建設部都市整備室

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、中部広域都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和4年8月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 3・2・7号沖縄環状線東
- 2 都市計画を変更する土地の区域 うるま市字前原及び字江洲並びに沖縄市明道一丁目、字松本、美原四丁目、松本二丁目、美原三丁目、美里四丁目、美里五丁目、美里六丁目及び松本六丁目
- 3 縦覧期間 令和4年8月2日から同月16日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び沖縄市建設部都市整備室
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課又は沖縄市建設部都市整備室

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、名護市から送付のあった名護都市計画下水道の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和4年8月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 名護市公共下水道
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

発行所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地
--	--